

## プランとその周辺の諸問題 第6回(最終回)「スパイクプラン」

NADE監事 渡辺徹

いよいよ第12回ディベート甲子園の全国大会が近づいてきました。今年もまた、熱戦を期待したいと思います。

さて、今回の講座を締めくくるにあたって、「スパイクプラン」を取り上げたいと思います。スパイクプランとは、一般に「論題に示された政策そのもの以外(=論題外)のものであって、論題／プランによって発生するデメリットを防止するプランの細目(プランク)」を指します。デメリットを発生させなくする(スパイク・アウトする)がゆえに、そのように呼ばれます。

以下、スパイクプランにまつわる諸問題、試合上の留意点を、原初的な所に立ち返って再検討してみることにします。

### ◆「論題の内外」は論題解釈で決まります

原理的に言えば、論題の範囲から外れるプラン(それを争う議論が論題充当性です。詳しくは連盟HPの「ディベートのスキル」をご覧ください)から生ずるメリットやデメリットは、論題を肯定する材料たりえないので、判定では考慮されないとされています。

ただし実際問題では、あるプランの細目が論題充当的か否かは、論題解釈の問題であるため、試合上の議論および審判の判断によってしか、それは決まりません。

例えば「原子力発電所からの離職者を代替発電関連の職場にあっせんする」というアクションは、論題A「日本は原子力発電所を廃止するべきである」であれば、論題外のように聞こえますが、論題B「日本はすべての原子力発電を代替発電に切り替えるべきである」であれば、途端に論題内のように思えてきます。また、論題Aの場合でも、「廃止」の解釈として「機能の停止と、それにかかるヒト・モノの後片付け」という定義が成立するならば、離職者対策も「ヒトの後片付け」なのだから、廃炉の解体と同様に論題内だ、という主張も可能でしょう。

また「環境税」における「輸出品目への免税措

置、輸入品目への課税措置」も、「輸出入品への課税措置は、『関税』であり『環境税』ではない」とする主張もあるでしょうし、「品目によって異なる税率を適用したに過ぎず、あくまでも【環境税の一部】である」と主張することも可能でしょう。

例示が長くなりましたが、あるプランの細目が論題内であると判断されたなら、それは「定義によって」スパイクプランではなくなりますが、それを提出することには何の問題もなくなるのです。ここでは、あるプランの細目がスパイクプランかどうかを認定する際には、それについての論題充当性が潜在的争点として不可避的に存在するという点を、まずご理解頂ければ結構です。

### ◆論題外でも許容され得るプランの細目があります

肯定側は、論題に示された政策そのもの(=論題内)の政策以外のものについても、プランとして提出することができます。そのようなプランの細目には、①プランの実行を補助するタイプと、②デメリットを防止するタイプ、つまりスパイクプランの2種類があります。

①の事例としては、「周知・教育・啓発」(裁判員制度の導入に向けたキャンペーン等)、「予算措置」(執行費用の負担、代替発電施設・設備の高度化に向けた研究開発投資等)、「取り締まり」(選挙の義務化に伴う棄権者への罰則適用、運転スピード規制における違反者摘発等)、「その他、円滑な執行に必要な措置」(レジ袋有料化に伴う無償配布の禁止、英語公用語化に伴う公務員のTOEIC受験義務化等)が一般的です。

②の事例としては、死刑廃止論題における「終身刑の導入」や原発廃止論題における「原発立地地域への補助金支出」などが考えられるでしょう。

また、さらに話がややこしくなりますが、実際試合の中では①とも②ともいえるというプランの細目がありうることもお忘れなく。例えば、ゴミ有料化論題における「自家焼却の禁止」は、リ

サイクル促進というメリットにおけるプランの有効性を担保する措置とも、自家焼却によるダイオキシンの発生というデメリットを予防する措置ともいえます。

大事なところなので、確認しておきますと、(論題内の政策) + (①および②) = 「論題の範囲内」ということです。この限りにおいては、スパイクプランを提出することは、一般に許容されています。

#### ◆スパイクプランが不当かどうかは、非常にディベートな問題です

上記のように、スパイクプランは、「論題の範囲内」に位置する限り、認められます。

しかし、ここで問題となるのは、スパイクプランは、論題外のアクションであるにもかかわらず、デメリットの回避という形で、論題の肯定・否定の材料を提供してしまうので不当であるという議論を、否定側の議論として提出しようという点です（もちろん、ある特定のプランの細目が論題外であるときちんと論証できていることが前提ですが）。

もし、試合の中でそのような議論が出てきたら、肯定側は「実はそのプランは、スパイクプランではなく、論題内のプランである」とか、「プランの実行を補助する妥当なプランである」とか、「現実世界でも、プランと同様な施策が取られるときに通常付随するスパイクプランなので、ディベートでも併せて検討する方が良い」等の反論をすることになります。その最終的な決着は、試合の議論に基づいて、審判が決めることになります。

しかし、この種の議論を試合で展開することは、相当の事前検討とスピーチ時間を要しますので、時間が限定されている甲子園フォーマットの下では、個人的にはお勧めしません。同様に肯定側も、甚だしく論題外の疑いがかかるようなスパイクプランを乱用するのではなく、スパイクプランを論題に付随する範囲、すなわち「論題の範囲内」に収めるように、プランを構成して欲しいと思います。

#### ◆スパイクプランから来るデメリットもデメリットです

あるスパイクプランが妥当だと認められたとしても、そのスパイクプランが何か別のデメリットをもたらすならば、そのデメリットは、否定側

のデメリットとして認められます。例えば、レジ袋有料化論題のときに、万引き増加を恐れるあまり、「すべての小売店に防犯カメラの設置を義務付ける」というようなスパイクプランが議論されましたが、この場合、「店側に防犯カメラの設置上の負担を強いる」というデメリットが当然出てきます。つまり肯定側がスパイクプランを提出するのは自由ですが、そのデメリットも引き受ける覚悟が求められるということです。

#### ◆スパイクプランの解決性にも、きちんとした論証が必要です

動物園廃止論題の折、「種の維持機能は残す」といったスパイクプランが多く聞かれました。さらに「プランで種の維持機能を残すと言っていますので、種が維持できなくなるというデメリットは成立しません」というスピーチも、多く耳にしました。「言っただけでそうなおっしゃるあなたは、魔法使いか何かですか？」と、思わず反問したくなりました。説明不足の典型です。

スパイクプランもプランである以上、プランの解決性と同様に「具体的にどのようなアクションを行うのか」の説明に加えて、「それが物理的・技術的に実施可能か(=プランの実行可能性の問題)」および「実行可能だったとしても、効果があるのか(=プランの有効性の問題)」を論証するのは、肯定側の責任です。その点を根拠・事例なり、証拠資料で説明しない限り、「プランで言っているだけ」とみなされて、審判には考慮されませんので、肯定側に立つときは十分に注意してください。

\*\*\*\*

私が担当したスキルアップ講座の第2シリーズ「プランとその周辺の諸問題」は、今回が最終回です。いま、まさに大会シーズンの真最中ですが、皆さんの議論検討に何がしかのヒントを提供できたならば幸いです。

それでは、またいつかトライアングル紙上で、もしくは8月の東洋大学にてお目にかかるまで、さようなら。